

別紙

商 品 目 録

一 品 名 自動車用撥水加工システム

商 品 名 スーパーレインカットシステム

型 番 号 M-三六〇

商 標 スーパーレインカット

二 品 名 自動車用撥水加工システム

商 品 名 スーパーレインカットシステム

型 番 号 不 明

商 標 レインバスター

別紙

覚書要旨

1、被控訴人は控訴人が生産する商品の販路開拓および販売活動を展開するものとする。

2、主な対象商品は、撥水加工システム（M-360）および鉄粉除去剤（STAIR-1）、その他とする。

3、控訴人と被控訴人は別紙「取引に関する詳細事項」に基づき取引を行うものとする。

4、この覚書の有効期間は、覚書締結の日から満二ヶ年とする。

別紙

「取引に関する詳細事項（覚書別紙）」要旨

1 控訴人から被控訴人へ納入する商品の仕切価格は控訴人・被控訴人間にて協議を行い、両者が納得の上にて決定または変更する。

2 被控訴人は控訴人に対し注文書に基づき商品の発注を行い、控訴人は運賃負担にて被控訴人の指定場所に商品を納入するものとする。

3 被控訴人は商品到着後すみやかに着荷の検収を行う。

4 被控訴人から控訴人に対する商品の代金支払いについては、被控訴人は商品を検収したとき、検収月の買掛金として計上し、月末締翌月末二〇万円未満現金振込み、二〇万円以上一二〇日手形にて決済する。

5 被控訴人は控訴人の商品に競合または類似する他社商品の売買については控訴人の承諾なくには関与しないものとする。

6 控訴人と被控訴人は本覚書における取引に関連し、特に資料・情報を「商品」販売の目的以外では、一切第三者に漏洩しないものとする。

なお本項目は本覚書終了後も引き続き両当事者を拘束するものとする。